



## 「保険金で住宅修理ができる」 「手続きをサポートする」という勧誘に要注意！ まずは自分で保険会社に連絡を！！

**事例1** 突然訪問して来た事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で自己負担なく修理ができる。保険金の請求手続きはサポートする」と言われた。数年前の大雪で屋根がゆがんだことを話すと、調査員を手配すると言うので申込書にサインをした。申込書をよく見たら、「保険金額が見積金額より安くて工事が困難な場合は30%の手数料を事業者に支払う」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし不審なので申し込みをやめたい。

**事例2** 訪問して来た事業者に「雨どいが一部破損しているので、保険を使って全て交換してはどうか。自然災害で破損した場合、保険適用になるので自己負担はない。手続きは代行する」と言われた。雨どいの破損は自然災害ではなく経年劣化だと思えば業者に伝え、「保険の申請のときにうまくやるので大丈夫」と言われた。保険金詐欺にならないか。



### \*\*\*トラブルにあわないために\*\*\*

- ①保険金がいくら支払われるのか、**そもそも保険金が支払われるかどうかわかりません**。安易に契約をせず、自分で保険会社に連絡をしましょう。
- ②保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。請求手続きのサポートを頼む前に、自分で直接保険会社に相談しましょう。サポート手数料は損害保険の補償対象とはなりません。
- ③経年劣化によって生じた損害は保険金の支払い対象となりません。業者から指示をされても、**うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう**。詐欺罪に問われる可能性もあります。
- ④訪問販売や電話勧誘で契約をした場合、クーリング・オフ※ができる場合があります。※クーリング・オフ…一定の期間内であれば、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度
- ⑤いざというときに安心して修理を依頼できる事業者を調べておきましょう。
- ⑥困ったり不安に思ったときは、消費生活センターに相談をしてください。



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)

# 今日からできるSDGs エスディージーズ（持続可能な開発目標）



私たち一人ひとりの毎日の行動、心がけが、  
よき未来を築くことにつながります！



SDGs（持続可能な開発目標）とは・・・

- 「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。
- 2030年を達成年限とし、17の目標と169のより具体的な目標から構成されています。

17の目標の中の1つ「つくる責任つかう責任」について、私たちが今日からできること。

## 「食品ロスを減らす」

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられている食品のこと。日本での食品ロスは年間600万トンで、1人が毎日茶碗1杯分のご飯を捨てているのと同じ量です。世界中で飢餓に苦しむ人々への世界の食料援助量の1.4倍に相当します。買い物や外食をするときに「買いすぎていないかな」「食べきれないかな」と、食品ロスを減らすことを意識しましょう！

## 講演会、勉強会などに講師を無料で派遣します！

金融・経済、生活設計、金融教育などに関する講演会等に「山形県金融広報アドバイザー」を派遣しています。サークル、婦人部、老人クラブ、青壮年クラブ、PTA、学校、地域での勉強会などに私たちのサービスを利用してみませんか。

講演テーマ例

★スマホでキャッシュレス★社会に出て気をつけたいこと★老後資金の準備★おこづかいの勉強と貯金箱づくり★落語で学ぶ悪質商法★ライフプランと年金★金融商品の知識

問い合わせ先

山形県金融広報委員会 TEL023-630-3237

山形市松波 2-8-1 FAX023-625-8186  
山形県消費生活・地域安全課内

山形県金融広報委員会は、お金についての情報を、もっとくらしに役立ててほしい。そのために必要な情報をわかりやすく届けたい。そんな思いで活動しています。



お申込み用紙はホームページからダウンロードできます。



## 消費生活無料法律相談会開催日



・10月6日(水) 午後1時30分から  
・11月10日(水) 午後3時30分まで

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)  
《開設時間》午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)  
《電話番号》0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

相談してケロ!



☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。  
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452